

第7章

分野別まちづくりの基本方針

-
- 7-1 土地利用・市街地整備に関する方針
 - 7-2 道路・交通の整備方針
 - 7-3 公園・緑地の整備方針
 - 7-4 河川・下水道の整備方針
 - 7-5 自然環境・景観の形成方針
 - 7-6 大規模自然災害等に備えた安全安心な生活環境の整備方針
-

第7章 分野別まちづくりの基本方針

まちづくりの目標・基本方針を実現するため、都市を構成する6つの分野から、それぞれのまちづくりの方向性を整理します。

<分野別まちづくりの構成>

分野別まちづくりの構成

7-1 土地利用・市街地整備に関する方針

将来都市構造に基づく、町全体の計画的な土地利用や市街地整備の方針について示します。

7-2 道路・交通の整備方針

都市の骨格となる都市計画道路網及び鉄道やバスなどの公共交通機関に関する整備方針を示します。

7-3 公園・緑地の整備方針

都市の中でのレクリエーションや防災などの拠点となる都市公園及び緑地に関する整備方針を示します。

7-4 河川・下水道の整備方針

治水による市街地の安全性を向上する河川及び生活環境の改善、水質の保全などに資する下水道に関する整備方針を示します。

7-5 自然環境・景観の形成方針

都市にうるおいを与え、生物の生息・生育空間となる自然環境の保全と良好な都市景観の形成に関する整備方針を示します。

7-6 大規模自然災害等に備えた安全安心な生活環境の整備方針

近年の自然災害などに対する都市基盤施設の方針を示します。

7-1 土地利用・市街地整備に関する方針

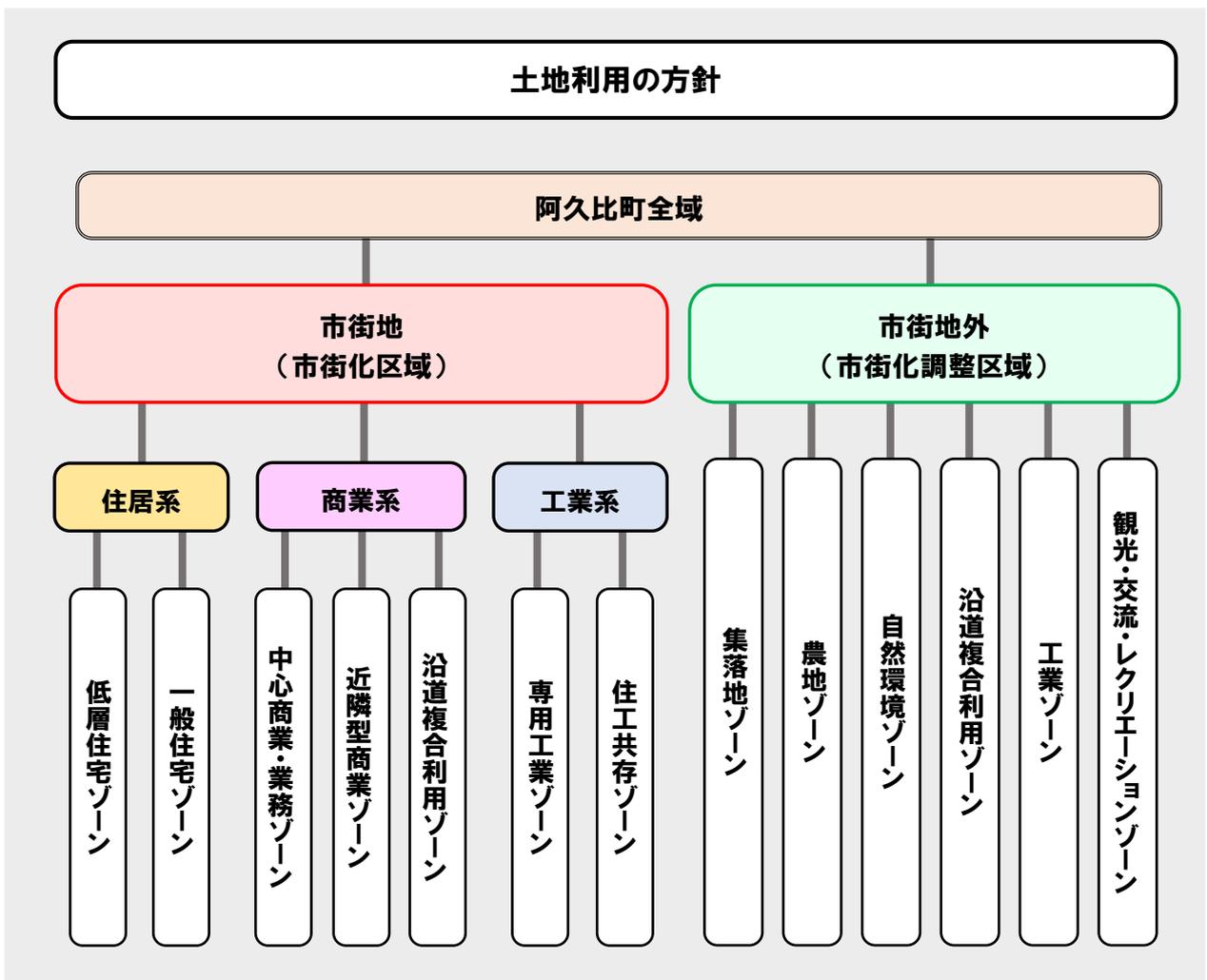
(1)土地利用の基本方針

将来的な少子高齢化、人口減少社会を見据え、都市的土地利用の過度な拡大を抑制し、コンパクトで都市機能が集約された土地利用を図るとともに、自然環境と調和した都市づくりを進めます。

このため、本町の土地利用を以下に区分し、計画的な土地利用の推進・誘導を図ります。

なお、コンパクトで都市機能が集約された土地利用を図るため、今後、立地適正化計画の策定を検討します。

<土地利用方針の体系>



①市街地の土地利用(市街化区域)

既成市街地や既存集落地の住宅地(団地)周辺では、「住居系の土地利用」を図ります。名鉄河和線の各駅周辺や主要幹線道路の沿道などでは、「商業系の土地利用」を図ります。郊外部の交通利便性の高い地域では、「工業系の土地利用」を図ります。

《住居系ゾーン(低層住宅ゾーン・一般住宅ゾーン)》

宮津地区や草木地区など土地区画整理事業などにより住宅地が整備された地域では、戸建住宅を中心としたゆとりのある居住環境の維持・形成を図ります。

住宅を中心に小規模店舗などの生活サービス機能の立地がみられる地域では、土地利用の混在による生活環境への影響に配慮しつつ、既存の生活環境の維持・保全を図るとともに、必要な都市機能の立地を促進するなど、快適で利便性の高い居住環境の維持・形成を図ります。

住宅地における空家などの活用・流通促進による定住人口の維持を図るとともに、地域に必要な都市機能や都市施設として、積極的な利活用の促進を図ります。

暫定的に用途地域を定めた地区については、居住環境の向上を図るため、地域住民などの意向を調整のうえ、今後の土地利用のあり方について検討を進めます。特に、ゆとりある住環境を維持する地区については、現状の用途地域を本用途とした土地利用の規制・誘導を検討します。

＜宮津地区の住宅地＞



《商業系ゾーン(中心商業・業務ゾーン・近隣型商業ゾーン・沿道複合利用ゾーン)》

名鉄河和線阿久比駅及び阿久比町役場の周辺では、本町の中心的な商業・業務拠点として、公共サービス機能のほか、医療、福祉、教育、商業・業務などの生活サービス機能の維持・集積を図ります。

名鉄河和線の各駅周辺では、駅前交通環境の整備・改善を図るとともに、日常の商業・サービス機能の立地を促進し、便利で暮らしやすい生活環境の形成を図ります。

都市計画道路知多西尾線、都市計画道路知多東部線、都市計画道路名古屋半田線などの主要幹線道路の沿道では、背後の住宅地などの環境に配慮しつつ、生活利便性の向上に資する商業・サービス機能の立地を促進します。

＜名鉄河和線阿久比駅周辺の市街地＞



《工業系ゾーン(専用工業ゾーン・住工共存ゾーン)》

草木地区などの既存工業団地では、工業施設や流通業務施設の立地を積極的に誘導する一方、周辺環境と調和した操業環境の維持・形成を図ります。

町南部の準工業地域指定地区では、当面は住工共存としつつも、将来的な住居系土地利用への用途の変更を検討します。

＜草木工業団地＞



②市街地外の土地利用(市街化調整区域)

阿久比川の両岸に広がる田園地帯や町東部や西部の丘陵地は、本町の魅力を成す優良な自然環境空間であることから、無秩序な市街化の抑制を図り、長期的な維持・保全を図ります。

既存集落地や住宅団地において、既存の生活環境(生活利便性)を維持する土地利用を図ります。

農地や自然地、交流拠点周辺において、産業の振興や観光・交流を促進する土地利用を進めます。

《集落地ゾーン》

白沢台、福住園高台などの住宅団地や既存集落地では、低層の居住環境の維持に努めるとともに、高齢居住者などの生活利便性の確保を図ります。

＜白沢台の住宅団地＞



〈農地ゾーン〉

阿久比川の両岸に広がる田園地帯は、本町の産業を支える生産の場として、また豊かな景観資源や保水・洪水調整機能などを有するオープンスペースとして長期的な保全・管理を図ります。

既存の農業生産基盤を維持するとともに、農産物のブランド化や農地を活用した観光・交流の促進など、新たな農業振興を促進します。

〈阿久比川両岸に広がる田園〉



〈自然環境ゾーン〉

町東部や西部の丘陵地などは、環境保全や防災など森林が有する様々な公益的機能を十分に発揮するため、無秩序な市街化の抑制を図るとともに、森林の適正な維持・管理を図ります。

〈沿道複合利用ゾーン〉

都市計画道路知多西尾線、都市計画道路名古屋半田線などの主要幹線道路の沿道では、周辺農地などの環境に配慮しつつ、生活利便性の向上に資する商業・サービス機能の立地を促進します。

〈工業ゾーン〉

既存工業団地について、施設の建て替え時などにおいても、良好な操業環境を維持・保全していくため、地区計画制度などの活用による適正な土地利用や建物利用の推進を図ります。

〈観光・交流・レクリエーションゾーン〉

阿久比スポーツ村一帯について、周辺の自然環境の保全・活用を図りながら、町内外の人々の憩う広域的なレクリエーション機能の強化を図ります。

阿久比パーキングエリア周辺について、知多半島の広域観光ネットワークの中核をなす集客・交流の場として、観光の振興・活性化を図る新たな土地利用を進めます。

〈阿久比スポーツ村〉



(2)市街地整備の方針

都市活動の効率化や快適に暮らせる市街地環境の形成に向けて、計画的な市街地整備を進めるとともに、地区特性に応じた柔軟な土地利用の推進（規制・誘導）を図ります。

新たな市街地の拡大にあたっては、「第6次阿久比町総合計画」などの上位計画の方向性に基づくとともに、将来フレームとの整合性を図り、関係機関との十分な協議のうえ、適切な土地利用の誘導を図ります。

《住居系市街地》

卯坂中部地区及び白沢地区では、住民意向を踏まえ、土地区画整理事業や地区計画などの事業化の検討を行います。

既成市街地における住宅地においては、地区計画制度などの活用により、地域の実情に即したきめの細かい環境整備を進めるほか、新たな生活様式を考慮し、住宅地内のオープンスペースの確保等を目的とした空家などの積極的な活用を促進し、居住環境の維持・改善を図ります。

《産業系市街地》

新規の工業団地の整備にあたっては、地区計画制度などの活用による敷地内緑化の推進を図るなど、周辺の自然環境の保全・調和を基本とした上で、緑豊かな美しい操業環境の形成を図ります。

矢高地区や宮津地区では、都市計画道路などによる交通環境整備などと一体となった計画的な基盤整備を促進します。

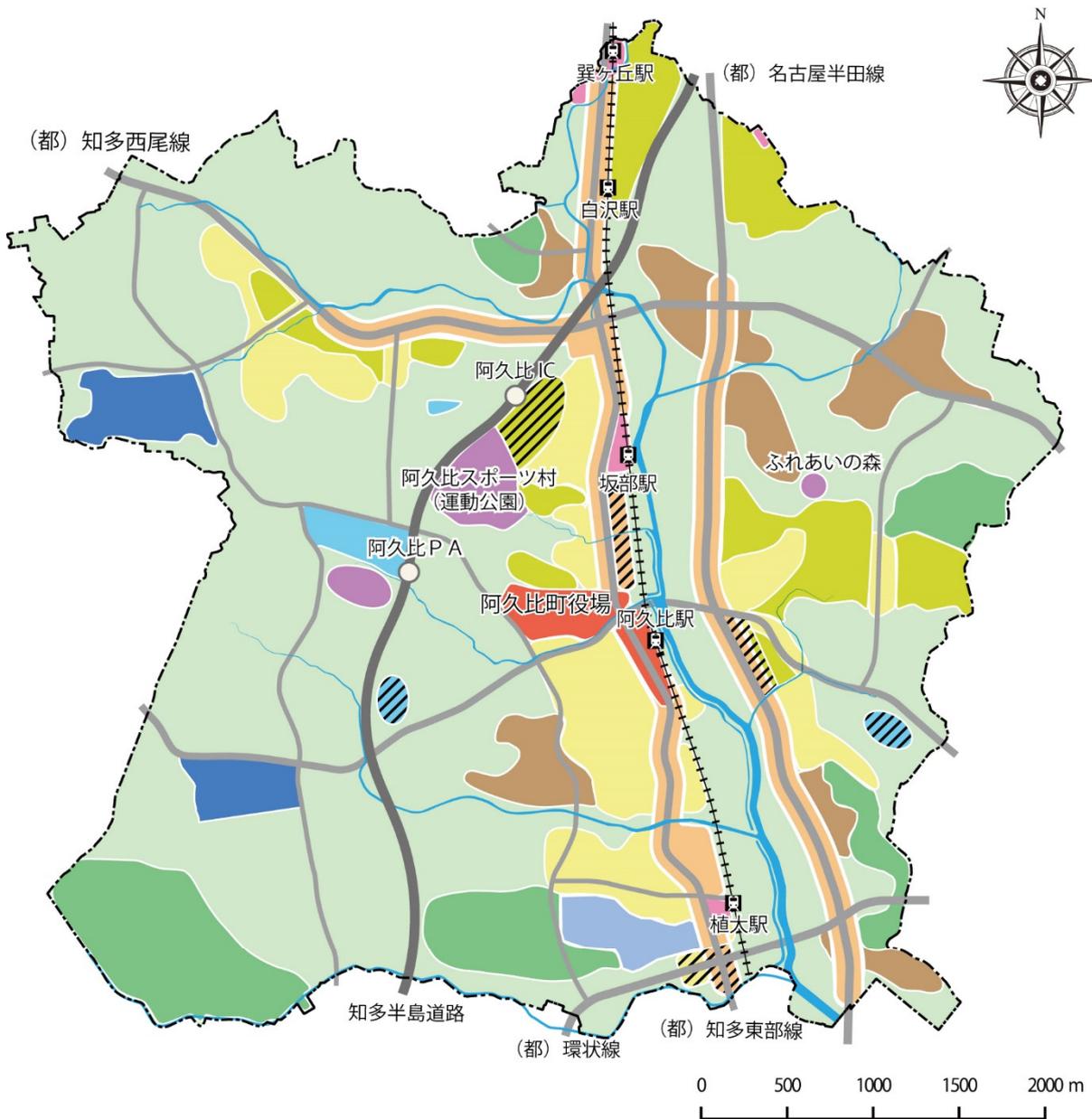
知多半島道路の交通利便性を活かし、流通・業務などの企業立地を積極的に誘導していくため、インターチェンジ周辺などにおいて、新たな産業用地の確保を検討します。

《市街地拡大候補地》

本町では、計画の目標年次（令和12年（2030年））までに約30haの土地需要の発生が予想されます。新たな土地需要に対しては、市街化区域内への誘導を図ることを基本としますが、市街化区域内で収まらない場合には、計画的な市街地整備を前提とした新たな市街地の拡大により対応することとします。

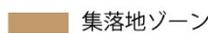
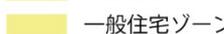
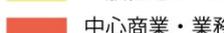
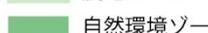
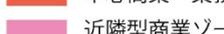
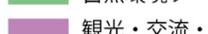
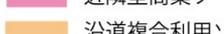
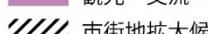
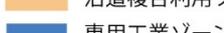
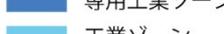
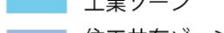
また、市街地拡大候補地内に災害ハザードエリアが存在する場合には、必要な防災・減災対策を講じ、安全安心なまちづくりの推進に努めます。

<土地利用方針図>



注：
この図は、長期的な視野により目指すべき都市の姿を想定したものであり、
具体的なルートや位置、規模を想定した
ものではない。

凡例

	低層住居ゾーン		集落地ゾーン
	一般住宅ゾーン		農地ゾーン
	中心商業・業務ゾーン		自然環境ゾーン
	近隣型商業ゾーン		観光・交流・レクリエーションゾーン
	沿道複合利用ゾーン		市街地拡大候補地
	専用工業ゾーン		
	工業ゾーン		
	住工共存ゾーン		

7-2 道路・交通の整備方針

名古屋市や中部国際空港へのアクセスを主体とした広域交通及び地域間の連携を強化する交通ネットワークの形成に向け、必要な路線の整備・改良を進めていきます。

また、誰もが快適に暮らすことができるまちづくりの実現に向けて、公共交通の利用促進を図るとともに、人々の快適・円滑な移動環境の形成を図ります。

(1) 都市活動を支える道路ネットワークの強化

名古屋市や中部国際空港など、都市間の交流促進や産業・観光の振興の基盤となる広域的な道路ネットワークの強化を図ります。

町内の拠点間や隣接都市との交通の円滑化を図る都市計画道路の整備を促進します。

《高速道路》

知多半島道路の名古屋駅、中部空港との連絡の優位性を活かした利便性の向上と適切な維持管理を促進します。

名古屋三河道路の計画路線への格上げと建設計画の具体化を促進します。

《幹線道路》

名古屋市との連絡性を向上する南北軸（都市計画道路名古屋半田線など）の整備を促進します。

西知多道路などへのアクセス路としての東西軸（都市計画道路知多西尾線）の機能強化を促進します。

隣接都市や地域間を結ぶ都市計画道路の未整備区間については、関係機関との協議のもと、都市計画道路の必要性などを再検証し、必要に応じて計画の見直しなど検討を進めます。

《補助幹線道路》

都市計画道路草木岩滑線や都市計画道路植大駅前線など、市街地間を結ぶ都市計画道路の整備を検討します。

町東部において、都市計画道路知多西尾線と都市計画道路矢高横川線を結ぶ新規ルート（町道板山宮津線）の整備を検討します。

一般県道白沢八幡線など、隣接市町と連絡する道路の整備を促進します。

(2) 快適に移動できる交通環境の形成

生活道路などの整備にあたっては、周辺環境や景観に配慮するとともに、バリアフリー化を推進し、子育て世代や高齢者などが安全・快適に移動できる環境整備を図ります。

自動車に依存しすぎない社会の構築に向けて、徒歩や自転車、鉄道、循環バスなどの利用を促進するとともに、鉄道駅周辺の環境整備を図ります。

道路・交通施設について、地域住民や事業者などとの連携を図りながら、街路樹などの維持・管理、清掃を図ります。

《生活道路》

市街地や集落地の生活道路について、住民の安全な移動の確保や災害時の避難路として、住民意向を考慮しながら必要な整備・改善を図ります。

自転車の利用促進を図るため、安全・快適な自転車走行環境の整備を検討します。

《交通拠点》

名鉄河和線の阿久比駅及び巽ヶ丘駅について、駅前広場や駐輪場などの整備や、バリアフリー化を推進し、誰もが使いやすい駅周辺環境の形成を促進します。

本町の玄関口である知多半島道路の阿久比インターチェンジについては、物流・交流が円滑に進むよう拠点の維持に努めます。

＜名鉄河和線 阿久比駅＞



《公共交通》

利用者のニーズに合わせた鉄道輸送の強化などを要望します。

町内の各拠点を結ぶ身近な移動手段である循環バスの維持・継続を図るとともに、住民意向に応じたルート、運行本数などの改善を検討します。

《自転車専用道路》

知多地域を結ぶ知多半島サイクリングロードの整備を促進します。

《その他》

パーク＆ライドの整備を推進するなど、公共交通と自動車交通の適切な利用促進を図ります。また、EV（電気自動車）などクリーンエネルギー自動車の普及啓発、充電設備整備などを促進します。

<道路・交通の方針図>



注：
この図は、長期的な視野により目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体のルートや位置、規模を規定したものではありません。
都市計画道路の名称表示のある路線は、都市計画決定されていない区間を含む場合があります。

凡例

— 高速道路	交通拠点
— 主要幹線道路	—○— 循環バス
— (計画等)	—[駅]— 鉄道
— 幹線道路	— 河川
— (計画等)	市街化区域
— 補助幹線道路	--- 都市計画区域
— (計画等)	
○ 〇 アメニティ軸 (サイクリングロード等)	

7-3 公園・緑地の整備方針

「緑の基本計画」に基づき、防災や環境などの社会情勢の変化に対応した公園の適切な整備・維持管理や公共施設の緑化、河川や丘陵地、水田など本町の骨格となる緑の保全を図ります。

(1) 憩いや観光の拠点となる公園の整備

身近な公園の充実や広域的なレクリエーションの拠点となる総合公園などの整備を図ります。公園施設の定期的な点検や計画的な改修を進めるとともに、街区公園などについて、自治会やボランティアなど地域と連携した適正な維持・管理、利活用を図ります。

《身近な公園施設》

市街地整備などと合わせた身近な公園の整備を促進します。

地域間のバランスや地域住民のニーズに配慮した公園の整備・機能改善について、検討を進めます。

利用しやすい公園として、施設のバリアフリー化やトイレなどの整備を図ります。

既成市街地や既存集落地における低未利用地を活用した公園・広場の整備検討を進めます。

災害時の避難場所や復旧活動の拠点となる公園の整備・機能強化を図ります。

《交流拠点となる公園施設》

阿久比スポーツ村の運動公園などへの移行を検討します。

広域的なレクリエーション拠点として、ふれあいの森の機能の維持・充実を図ります。

阿久比パーキングエリア周辺への公園機能も備えた緑のふれあい交流拠点の整備を促進します。

交流拠点となる公園について、民間活力を導入した施設整備や維持管理を検討します。

史跡、文化財など、地域資源を活かした個性的な公園の整備を検討します。

＜ふれあいの森＞



(2)阿久比町を特徴づける緑地の保全と公共施設・民有地への緑化の推進

阿久比川をはじめとする河川やその周辺に広がる田園風景、丘陵地などのまとまった緑について、都市景観の向上や生物多様性の確保、自然災害の被害軽減などに資することから保全を図ります。

公共施設や民有地の緑化を図り、市街地内や集落内の緑地環境の形成を図ります。

《緑地・緑のネットワーク》

農用地区域、河川区域、保安林、地域森林計画対象民有林などの地域制緑地の保全を図ります。

板山長根古窯、二子塚古墳、久松・松平家葬地、坂部城跡などの文化財の保全を図ります。

阿久比川などの主要河川について、良好な緑地としての保全・活用を図ります。

公園・緑地、史跡、文化財、神社、公共施設、ため池などの地域資源のテーマに沿った散策路の整備を検討します。

《公共施設の緑化》

公共施設における高木や低木の植栽や、グランドなどの緑地の整備・保全を図ります。

都市計画道路などへの沿道緑地の整備を検討します。

＜都市計画道路知多東部線の街路樹＞



《民有地の緑化》

郷土景観となる社寺林の保全を図ります。

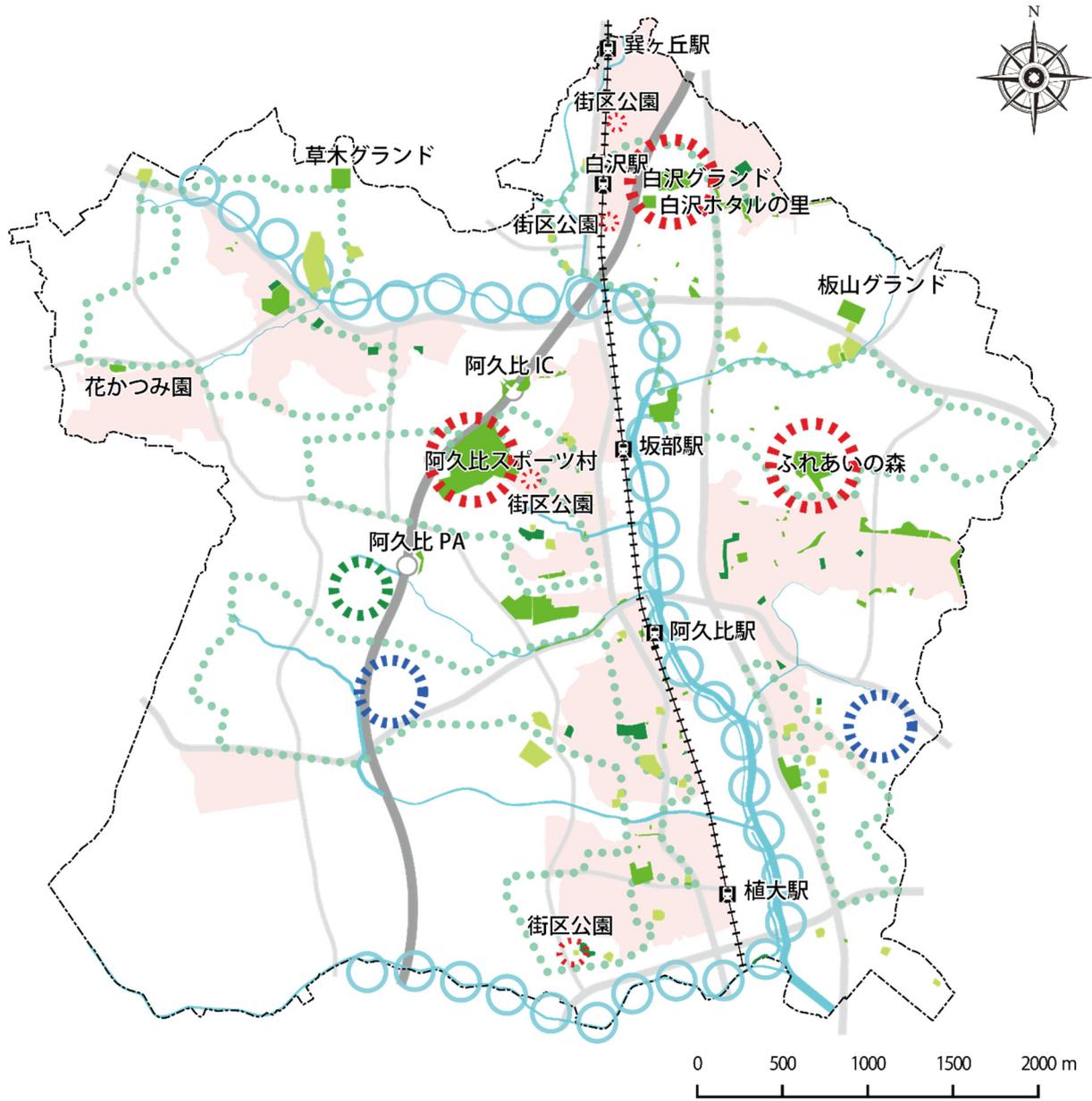
地区計画制度などの活用による住宅地や産業用地の民有地の建物や敷地内への緑化を促進します。

民有地への緑化支援などを行い、住民主体による緑化・景観づくりを促進します。

＜箭比神社＞



<公園・緑地の方針図>



凡例

 都市計画公園	 都市計画公園（計画）
 公共施設緑地	 緑のふれあい交流拠点
 民間施設緑地	 工業団地予定地
 緑のネットワーク	 河川
 アメニティ軸（サイクリングロード等）	 市街化区域
	 都市計画区域

7-4 河川・下水道の整備方針

河川について、二級河川阿久比川水系・十ヶ川水系河川整備計画に基づいた整備を進めます。

下水道について、豊かな自然・生態系を有する公共用水域を保全するとともに、衛生的な居住環境を確保する観点から、矢作川・境川流域下水道基本計画などに基づき、計画的な下水道施設整備を進めます。

(1) 水害に強く、安全な河川・下水道環境の整備

河川について、現状の自然環境や利用状況などを踏まえ、関係機関との調整のもと、未改修区間の整備や砂防施設の整備を進めるほか、治水・利水と調和した河川環境の整備・保全を図ります。

下水道は、市街化区域内において適切な施設の維持管理に努めるとともに、市街化調整区域内においては、合併処理浄化槽への転換を図ります。

《河川》

阿久比川水系、十ヶ川水系について、河川整備計画に基づいた治水環境などの整備を促進します。

草木川、前田川、英比川などの中小河川の河川改修を促進します。

生物の生息・生育環境や親水環境、河川景観などに配慮した河川の整備・保全を図ります。

＜阿久比川＞

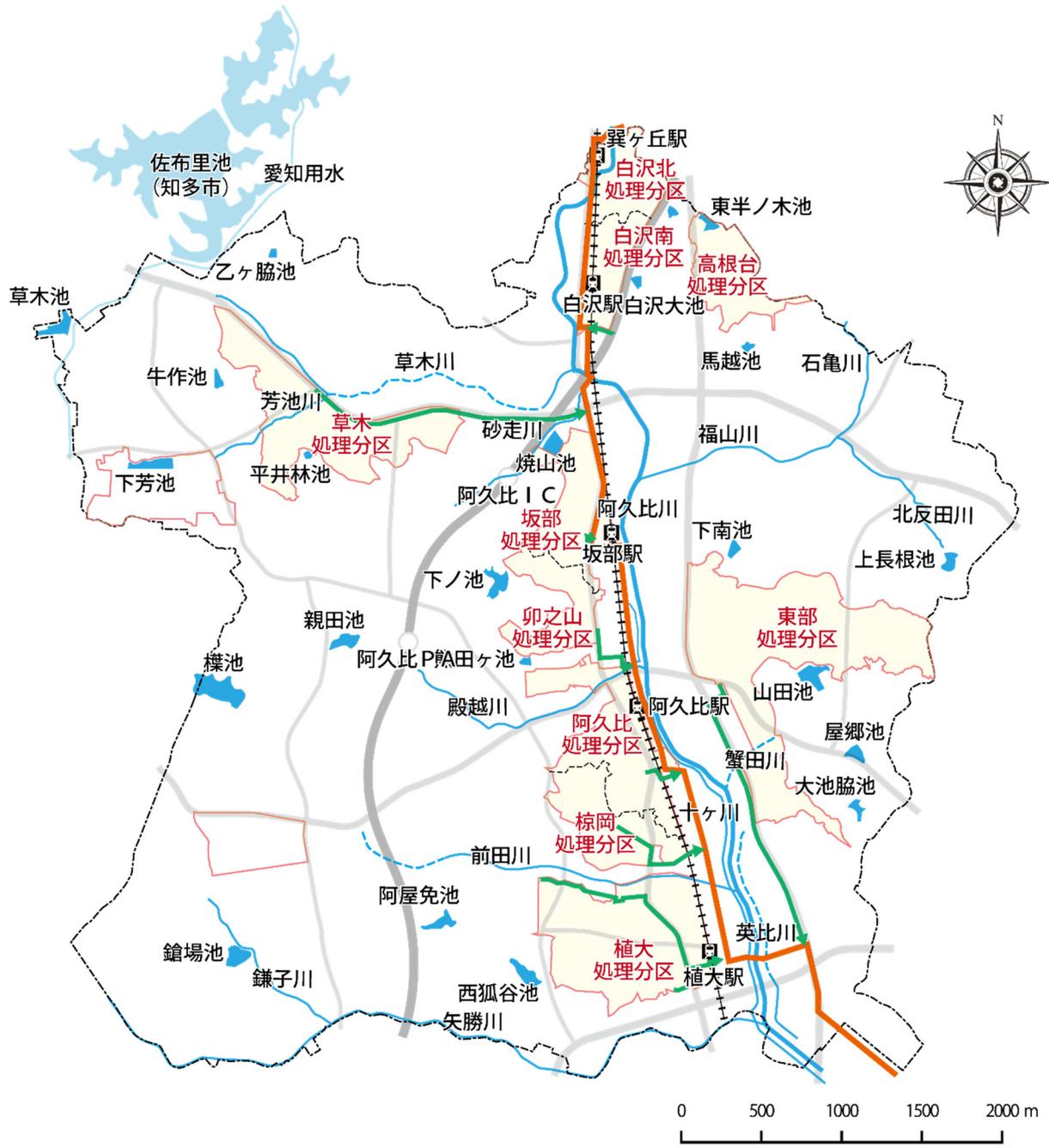


《下水道》

市街化区域内について、下水道施設の計画的な維持・更新を図ります。

市街化調整区域について、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するなど、生活排水の適正な処理を図ります。

<河川・下水道の方針図>



凡例

 公共下水道供用区域	 河川 (改修済)
 処理分区界	 河川 (未改修)
 流域下水道幹線	 市街化区域
 幹線管渠	 都市計画区域

7-5 自然環境・景観の形成方針

「緑の基本計画」に基づき、本町を構成する自然や景観資源の保全や様々な景観資源の活用などを図りながら、個性豊かな景観の形成を図ります。

(1) 低炭素・自然共生型まちづくりの推進

河川や農地、丘陵地などの自然環境の保全に努め、地球温暖化などに配慮した環境形成を図ります。

地域住民などの参加による自然や生物の生息環境の保全活動を推進し、環境保全意識の醸成を図ります。

＜自然環境＞

阿久比川及びその両岸に広がる農地などの一体的な保全を図ります。

＜生物多様性＞

多様な生物の生息環境となっている河川や湿地、ため池、丘陵地の樹林などの保全を図ります。

ホタルの生息地となる水田やため池などの保全・管理を図ります。

＜阿屋免池＞



＜生活環境等＞

既成市街地や集落地など身近な生活圏への生活サービス施設の集積や、日常的な公共交通の利用促進を図り、移動などに係るエネルギー使用の削減を図ります。

また、地球温暖化の防止を図るうえで、太陽光発電設備などの自然エネルギーの導入は有益と考えますが、太陽光発電設備については、反射光などによる周辺住民の生活環境などへの影響に対する配慮が必要となることから、その設置にあたっては「阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」に基づき、災害防止とあわせて、良好な自然環境及び生活環境の保全を図ります。

適切な交通分担の推進や幹線道路などにおける交通渋滞の解消、緑化の推進などにより、温室効果ガスの発生を抑制し、大気環境の保全を図ります。

生活排水対策や工業廃水対策などを継続するとともに、緑地の保全などによる水の循環利用の推進を図り、水質・土壌環境の保全を図ります。

(2)魅力ある景観の形成

都市の魅力の向上に向けて、美しい自然環境の保全を図るほか、拠点施設周辺での景観形成や地域の様々な景観資源の活用を図り、阿久比らしい個性豊かな景観の形成を図ります。

地区計画や景観条例などの制定を検討し、地域住民に親しまれる景観の整備・保全に努め、良好な市街地景観や郷土景観、歴史的・文化的景観の保全を図ります。

住民や事業者などとの連携のもと、官民一体となった景観づくりに取り組みます。

《市街地景観》

阿久比町役場などの公共施設や民間施設など、本町のシンボルとなる建築物の景観の維持・保全を図ります。

緑のふれあい交流拠点や新たな産業拠点の形成にあたっては、地区計画制度などの活用や敷地内への緑化の推進を図るなど、周辺の街並みや自然環境と調和した景観形成を図ります。

名鉄線沿線や幹線道路沿道について、緑の連続性を確保するなど、魅力ある沿道景観の形成を図ります。

＜阿久比町役場＞



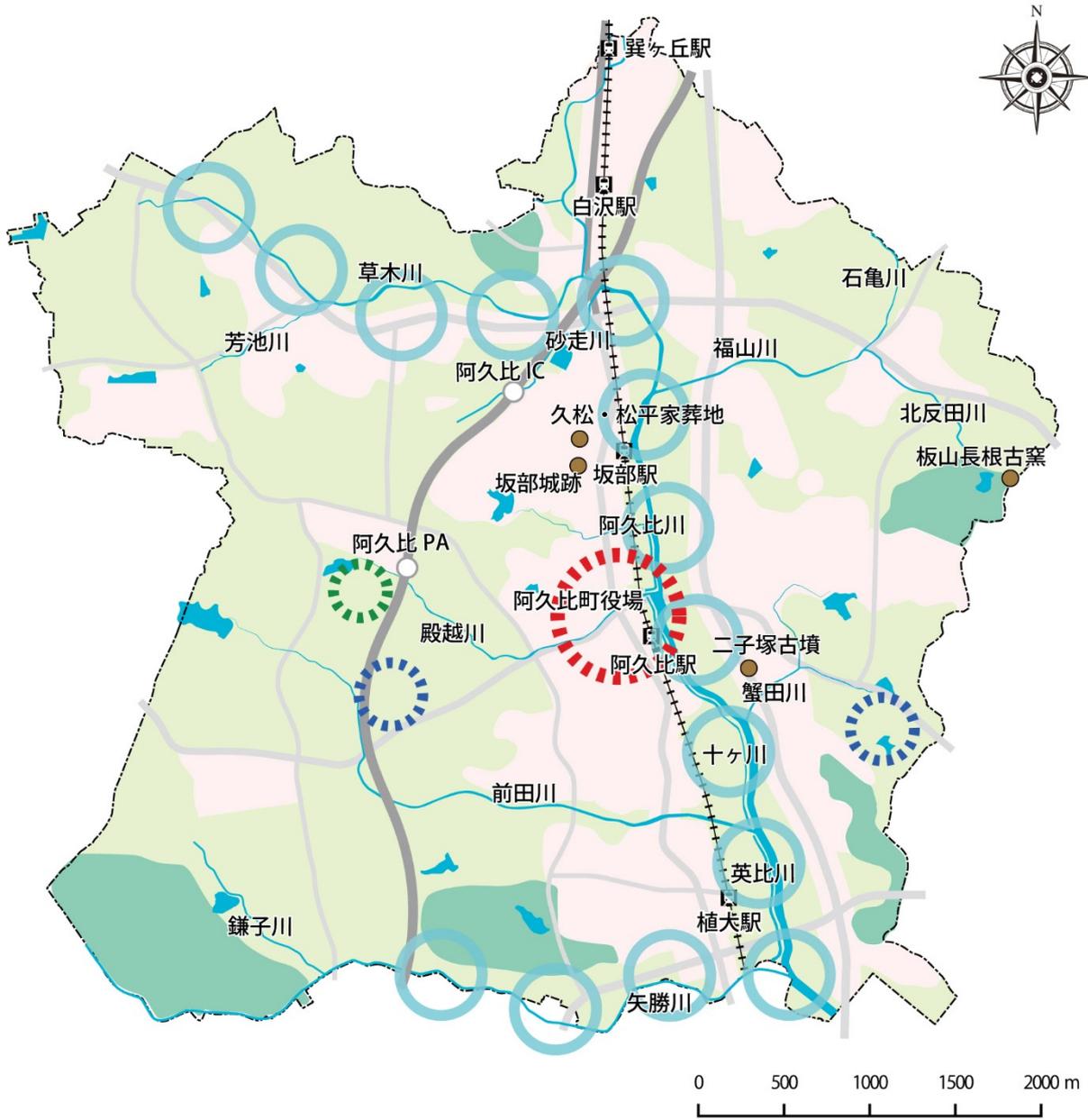
《郷土景観》

阿久比川やその周辺の田園風景など、本町ならではの景観の保全を図ります。

＜権現山と周辺の田園風景＞



<自然環境・景観の方針図>



凡例

 農地ゾーン	 町の玄関口・シンボル
 自然環境ゾーン	 工業団地予定地
 既成市街地・集落地	 緑のふれあい交流拠点
 河川・ため池	 郷土景観（阿久比川の沿岸の田園風景など）
 歴史・文化資源	 都市計画区域

7-6 大規模自然災害等に備えた安全安心な生活環境の整備方針

様々な自然災害から住民の生命を守り、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づく対策の強化に取り組みます。

また、新たな感染症への対策として、感染症発生時における予防対策を徹底するとともに、継続的な生活・経済活動が行えるよう、安全安心な社会基盤の整備に取り組みます。

(1) 災害や感染症の発生に備えたまちづくり

南海トラフ地震などにより想定される災害に対応するため、ハード・ソフト両面からの防災対策を図ります。

地域防災計画に基づき、道路・公園などの防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化の促進、治水・治山事業を推進します。

災害時における被害の軽減に向けて、自主防災意識の高揚を図るとともに、行政による公助はもとより、地域コミュニティによる共助や住民一人ひとりによる自助の促進を図ります。

また、新たな感染症の発生に備え、必要な情報発信や公的施設などの衛生面の更なる強化を図るとともに、新しい生活様式や暮らし方の多様化に配慮した生活環境の整備を推進します。

＜都市基盤整備＞

阿久比スポーツ村やふれあいの森など、災害時に防災拠点となるオープンスペースの防災機能の強化を図ります。

避難路となる生活道路の幅員拡幅や、屋外の避難場所となる公園や公共施設の防災機能の整備・充実を図るとともに、新たな生活様式を考慮し、空家などの解消による公園・広場などのオープンスペースの確保を図ります。

緊急輸送道路や橋梁などの都市基盤施設の適切な維持管理を推進し、災害に強い道路ネットワークの確保を図ります。

電気、水道、ガスなどのライフライン施設の適切な維持管理を促進します。

地震などによる被災に備えた応急・復旧体制の整備や事前復興の検討を行うとともに、新たな感染症の発生に備え、衛生面に配慮した公的施設の整備や機能強化を図ります。

＜建築物の災害対策＞

公共建築物の地震対策の推進や民間建築物の耐震化、不燃化の促進を図ります。また、緊急輸送道路に指定されている道路沿道などでは、ブロック塀の撤去や改善、生け垣化などを促進します。

防火地域、準防火地域の指定による市街地全体としての防災性の向上を検討します。

防災拠点や避難施設の定期的な安全点検を実施します。

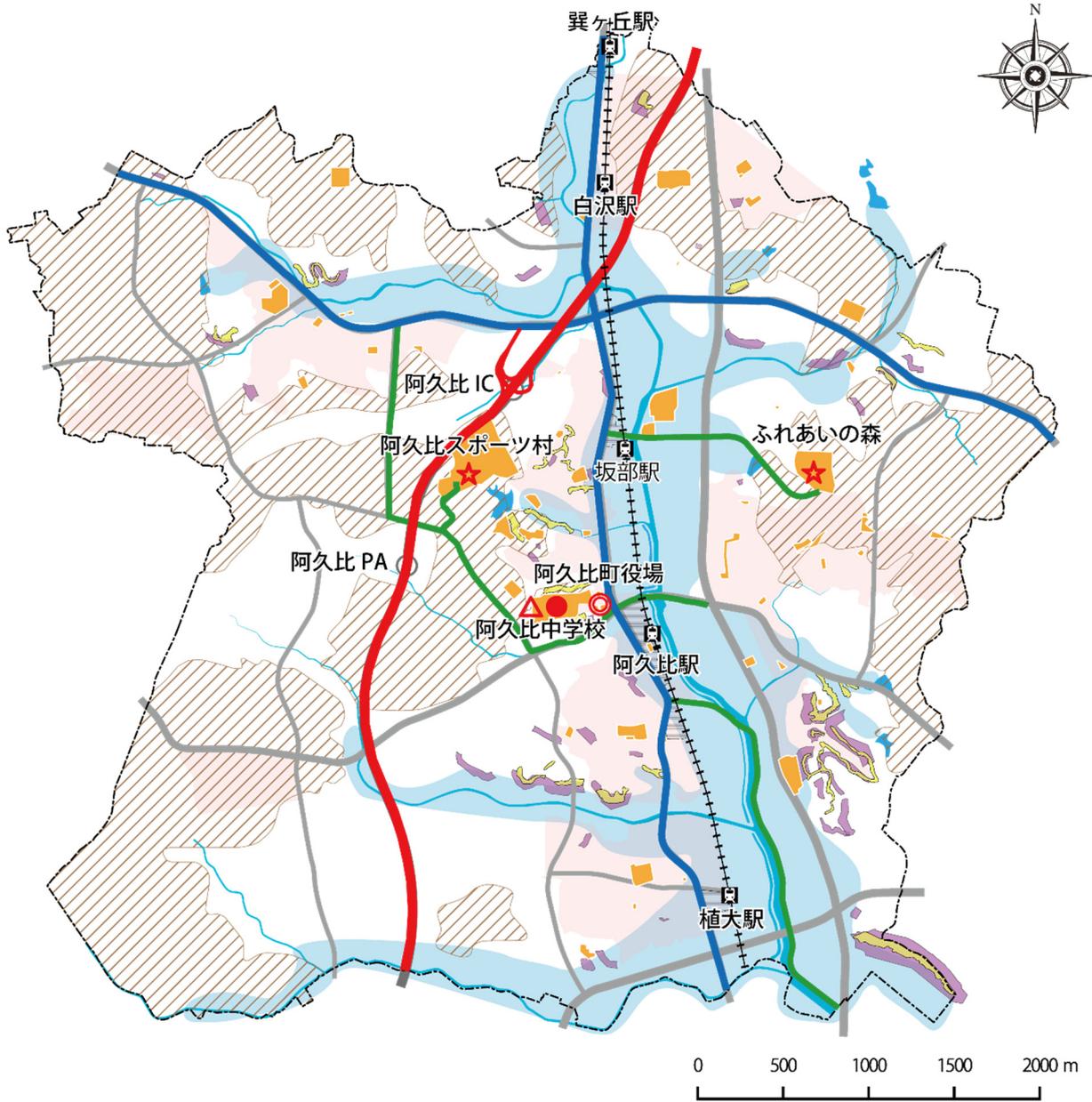
＜治水・治山対策＞

居住地に近接する河川や急傾斜地の安全対策を促進します。
遊水・保水機能を有する河川・ため池周辺の農地の保全を図ります。
土砂流出、土砂崩壊の防止に資する樹林の保全を図ります。

＜防災意識＞

広報やホームページを活用した防災情報などの発信や、定期的な防災訓練の実施などにより、地域及び住民の自主防災意識の高揚を図ります。

＜安全安心な生活環境の方針図＞



凡例

-----	都市計画区域	■	避難所・避難場所	—	第1次緊急輸送道路
■	市街化区域	○	地震災害警戒本部	—	第2次緊急輸送道路
■	砂防指定地	★	防災拠点	—	第3次緊急輸送道路
■	急傾斜地崩壊危険箇所	△	災害廃棄物集積場所（一時）		
■	山腹崩壊危険地区	●	緊急輸送基地・集積地点		
■	準防火地域				
■	浸水被害想定区域（河川・ため池）				